

第5回学校動物飼育支援対策検討委員会 (動物福祉・愛護部会個別委員会) 公開型拡大会議議事概要

社団法人 日本獣医師会

- I 日 時** 平成24年2月5日(日) 9:30 ~ 11:30
- II 場 所** 札幌コンベンションセンター201・202会議室
- III 出席者**
- 【委員長】** 木村芳之 日本獣医師会理事 (動物福祉・愛護部会長)
- 【副委員長】** 桑原保光 桑原動物病院院長
中川美穂子 東京都獣医師会理事 (中川動物病院院長)
- 【委員】** 杉本寿彦 杉本獣医科病院院長
須藤正之 須藤獣医科病院院長
處 愛美 福岡県獣医師会理事 (ところ動物病院院長)
宮川 保 新潟県獣医師会副会長 (宮川動物病院院長)
- 【文部科学省】** 美濃 亮 文部科学省初等中等教育局教育課程課学校教育官
- 【本会】** 山根義久 (会長)、近藤信雄 (副会長)、矢ヶ崎忠夫 (専務理事)
- 【参加者】** 卷末のとおり

IV 議 事

- 1 学校動物飼育支援活動の標準化に向けて・活動のガイドラインの解説 (説明)
- 2 平成22年度学校動物飼育支援事業に係る地方獣医師会アンケート集計報告 (報告)
- 3 各地方獣医師会からの活動報告 (報告)
- 4 質疑応答 (協議)

V 会議概要

(1) 会議の冒頭、山根会長から以下のとおり挨拶があった。

本日は、足元の悪い中、寒い中、学会年次大会に併設したこの委員会へ、多数の方にご出席いただき、感謝申し上げます。学校動物飼育支援については、地方獣医師会等関係者の長い地道な活動のおかげで相当な功績をあげており、情操教育にも大きく寄与し、動物愛護福祉精神の育成にも貢献しているところである。一方、諸外国においては、動物とのふれ合いは画一的ではない。今後は海外の事例も参考にしながら比較検討していく必要がある。日本でも動物ふれあいセンターが多く地域で設立され、殺処分ゼロ運動などにより処理施設のないセンターも登場した。子供が動物とふれ合うためには、それを提供する経験豊富な人材が必要であり、本委員会では、そういう範囲まで視野を広げ、多様性を持つことが大切である。また、参加者各位におかれては、地域に帰ったらリーダーシップを発揮されておられるが、将来の展望を見据え、

判断力、決断力、実行力といったリーダーの資質をもって、責任ある体制作りに貢献していただきたい。一昨年から口蹄疫、鶏インフルエンザ、東日本大震災と、多数の動物が処分され、今も被害を受けているが、動物が少なくなることは、獣医学の基礎がくつがえされることに繋がってくる。適正でしっかりした体制作りのため、有意義で実りある結果を出されることを祈念して挨拶とさせていただきます。

(2) 事務局から委員、本会出席者、文科省出席者が紹介された。

(3) 続いて、木村委員長から以下のとおり挨拶があった。

本日は意見交換会に出席いただき、感謝申し上げます。学校飼育動物による指導は、子どもたちに命の大切さ、動物を思う優しい心が育まれるよう、我々獣医師がお手伝いをしていく大切な事業である。子供が動物にふれ合う最初の一步が、楽しく有意義な時間となるよう、みんなで頑張っていきたい。

(4) 木村委員長より、宮川委員に議事進行が委ねられた。

また、宮川委員から、急遽参加していただくこととなった、日置光久文部科学省初等中等教育局教育課程課教科調査官が紹介された。

1 学校動物飼育支援活動の標準化に向けて・活動のガイドラインの解説（説明）

桑原副委員長から、別冊資料1に基づき、「学校動物飼育支援活動の標準化に向けて・活動のガイドライン」について、以下のとおり概要が説明された後、個別の項目について説明された。

平成23年度より、小学校1・2年生の生活科の学習指導要領において、動物を2年間、継続して飼育するよう規定されることとなった。子供たちが単に動物とふれ合うだけではなく、苦勞しながらも愛情をもって継続飼育できるよう、獣医師としてどのような飼育支援ができるか、また、獣医師会としてどのようなスタンスで教育行政と連携できるかということが、本ガイドラインの大きなテーマとなっている。また、その先進的な事例をお示しするため、各地域における特色ある活動について、具体的な資料を掲載しているものとなっている。

2 平成22年度学校動物飼育支援事業に係る地方獣医師会アンケート集計報告（報告）

處委員から、別冊資料2に基づき、「平成22年度学校動物飼育支援事業に係る地方獣医師会アンケート調査結果」が説明され、以下のとおりまとめられた。

地方獣医師会において、学校動物飼育支援に係る窓口は、担当委員会を設置してそこに置くのが望ましいが、委員会のない地方会においては事務局がそれを担い、まずは相談窓口としての扉を開いておくことが大切である。その飼育支援の方法等については、メーリングリスト等により、地方獣医師会（担当委員会または事務局）同士、または関係行政機関も含め、皆でインターネットを通じて最新の情報を共有できる仕組みがあれば、アンケートを取る手間、集計する手間も省けるのではないかと。

3 各地方獣医師会からの活動報告（報告）

(1) 桑原副委員長から、群馬県獣医師会における活動が報告された。

群馬県では、「学校獣医師指定要項」を定めている。平成10年度に県の教育委員会と契約し、学校だけを対象に2年間指導してきたが、幅広く指導してほしいという要望があったため、平成13年より衛生局と委託契約を締結し、教育委員会には学校獣医師として会員獣医師を委嘱してもらっている。内容は、生活科における動物ふれあい授業がメインであり、年に1300人の獣医師を派遣し、1・2年生を対象に、2万2～3千人の授業を行っているほか、採用初年度の教職員に対し、飼育の教育と実習の研修を行っている。担当獣医師は、業務内容（教室・相談・診察）について4枚複写の1枚の用紙にまとめて記入し、学校、担当獣医師、獣医師会、行政（教育委員会もしくは食品衛生課）でそれぞれ保管して共有している。学校動物の診療料金については、料金表を作成して学校、担当獣医師に徹底し、報告書の金額は委員会で照合している。県内350校のうち298校が対象となっており、年間の総治療費限度額200万、各校1年度2万円までとし、超過した学校に対しては、次年度は飼育管理指導を中心に実施している。また、指導マニュアルを配布し、共通理解を図っている。

(2) 中川副委員長から、東京都獣医師会における活動が報告された。

東京都ではかなり前から獣医師が個人的に開始した活動が、支部としての活動となり、平成10年から東京都獣医師会も側面から支援を開始した。平成18年には「学校飼育動物活動事業要綱」を作成し、委員会を設置した。社会に受け入れてもらうため、子供の心の成長を前面に打ち出すものとした。獣医師会と支部、地方自治体と学校、東京都の教育委員会（都教委）、労働局、農政局、福祉健康局、動物霊園協会により、連携されている。東京では、学校支援に関して、都教委とではなく、実際の公立小学校が所属する市区町村とその市の獣医師会との契約を推奨してきた。現在、都内1300校の中、20市区町村が契約している。スタンスとしては、治療だけでなく相談も行うよう心掛け、獣医師の果たせる役割について行政に理解していただくよう努力している。なお、毎年、支部に対して活動状況のアンケートを取り、それを支部、教育委員会や議員などに情報提供している。また、東獣としては、教委の教員研修や、学務部の衛生研修に協力している。他県と比べて東獣の組織率の低いことについて都教委から指摘がされたこともあったが、熱意のある獣医師で構成された組織の事業であるからこそ、細やかな目で全域を見られると評価してもらっている。

(3) 宮川委員から、新潟県獣医師会における活動が報告された。

新潟県では、平成6年から事業を開始し、当初は新潟市と新潟支部で契約していたが、現在は県獣が行政（4市）との委託契約をとりまとめている。「学校飼育動物支援事業実施規則」を設置し、15名の地区担当委員による委員会を設け、実施マニュアルに則り、学校訪問、健康相談、飼育指導、診療などを行っている。診療については、

動物の高齢化に伴い医療費がかさんだり、鳥インフルエンザなど特別な対応が必要だったりする場合には、別途請求できるよう、覚書を結んで取り決めている。行政からは、病院によって診療費が違ふのは困るとされているので、独占禁止法にかからない範囲で、学校動物に限っては特定の料金で診療することと決め、学校から診察依頼書をいただき、報告書に記載、診療料金表に基づいて請求することとされている。診療については、無料診療を含まず、定期訪問と健康相談だけで契約し、診療費は別に協議するとした方が、委託料がかさまないので行政としては委託しやすいようである。また、県民公開講座について、各地区の委員が担当し、県獣と共催という形で持ち回りにて開催している。教育委員会や議員へ働きかける機会として、良いきっかけとなっている。数は少ないがモデル校事業や、獣医師向け・看護師向けの研修会、教職員への研修会も併せて行っている。

(4) 須藤委員から、滋賀県獣医師会における活動が報告された。

滋賀県では、今のところ教育委員会と県獣との契約の事例はなく、特に古くから活動している大津市との契約は、平成24年度の課題となっている。担当委員会は平成13年度から立ち上げており、「学校飼育動物事業委員会運営要領」も策定している。委員は10名前後で構成され、公衆衛生関係が2人(内1人は動物保護管理センター担当)、家畜衛生関係が2人、(内1人は畜産技術センター担当)、総合職域部門から2人、残りは各地区から開業獣医師に担当していただいている。学校等からの窓口は県獣事務局が担当し、委員に連絡している。県の農林部とは契約があり、動物の飼育管理モニタリング事業として、農水省の飼育動物適正管理指導事業をモデルとし、委託契約している。県内15校・園に希望を取り、動物の採血、糞便、聴診、触診、飼育環境の相談を、家畜保健所の職員と開業獣医師で協働して行っており、たいへん好評で希望校が増えていたが、県の予算が枯渇しているため、本年度からは獣医師会の独自予算で継続する予定である。当日資料として「ふれあい」という冊子を配布しているが、これは年2回、教育委員会や学校などに配布しているものである。その他、各種仕様書、報告書など様式も揃えており、好評を得ている。この春から、教育委員会の生涯学習課が、学校支援メニューを開始し、獣医師会として登録したところであるが、動物とのふれ合い、飼育管理指導をテーマとし、学校への出向を行っている。学校だけでなく、社会福祉関係におけるパイプになるよう、広報活動のチャンスとして捉えている。

(5) 處委員から、福岡県獣医師会における活動が報告された。

福岡県は、獣医師会としての取り組みは、群馬県の活動に係る新聞記事がきっかけであった。平成10年度3月には、県獣と義務教育課との覚書を締結し、11年度から15年度まではモデル校に担当獣医師を派遣した。平成15年度には、県獣として専門委員会を設置し、規程を設けている。県の担当者を対象とした研修会には250～300人ほどの参加があり、この開催をきっかけに県の事務方とのパイプ太くなってきたようである。県教育事務所ごとの研修会においても、県獣が講師派遣しており、現在もこの研修会は継続している。教育委員会と協力は重要であり、例えば日小獣作成の学校動物

新聞についても、義務教育課に送付状を書いていただき、各校に配布している。ゲストティーチャーとして学校の授業に参加したり、「気付きを高める生活科授業づくり」としてモルモットなどを連れて講師を派遣したりする際などにも、欠かさず義務教育課へ報告を行っている。義務教育課において、学校にどれだけの動物がいるのか把握ができていないということが分かり、教育委員会と県獣の連名でアンケートを取ることとなった。教育事務所で教頭研修を行う際に、時間を10分くらいいただき、委員が説明し、その場で回答を回収した。県獣では、窓口獣医師を73名設置しており、その名簿を各担当行政課に配布しているが、そういった県獣の取り組みについての周知徹底も兼ねることが可能である。昨年度の九州地区三学会においては、各地方会の担当者会議を開催した。九州地区地方会の担当者が参加し、こじんまりした会議であったので、それぞれの本音を聞けた有意義な会であった。継続して開催できるよう尽力していきたい。

4 質疑応答（協議）

会場の参加者から、以下のとおり質問・意見があり、委員各位により回答された。

(1) 獣医師は動物飼育を通じた情操教育にどこまでかかわれるのか？

ア 学習指導要領では動物を飼育するよう記載があるが、実際には飼育技術を持たない教員もいる。例えば、開業獣医師が患畜の飼い主に対して飼育指導を行うように、教職員に動物の飼育方法等について指導することが職務である。その一環として、子どもが動物に愛着を感じる飼育方法を指導することは可能である。

イ 情操教育を行うのは、あくまでも教職員である。獣医師は、その補助となるよう、専門技術を提供し、情操教育を行うのに必要な、適切な動物飼育を指導するものである。

※ 上記については、ガイドライン4頁（2）に示してある。

(2) 窓口を設置し、広報はしているが、なかなか県全域に普及していかない。

ア どの地域においても学校動物飼育支援については時間がかかっている。協力を求められた時にすぐに対応できるよう、準備だけはしておく必要がある。

イ 県として事業を実施するという事は、つまり事業を予算化することであり、財政部局が担当となっている。教育委員会は教職員で構成されていることが多く、予算要求などに不慣れな傾向がある。効果的なデータや、逆にやらないことによる悪影響など、具体的なデータを示すと、事業化しやすいようである。

(3) もっと活発に意見交換ができる会を開催していただきたい。

ア 来年の年次大会の開催地である大阪市の獣医師会長には、開催について内諾を得ている。皆さんの地域での活動を応援するような会にしたい。

イ 来年の年次大会における意見交換会開催の際には、全地方会に担当委員会が設置され、そこから担当者が出席されることが望ましい。

(4) 動物を飼育する学校が減っている中、飼育していない学校を飼育するよう啓発する必要があるのか？

ア 日本獣医師会の検討委員会の中でも、その件については結論が出ていない。今後の課題としていきたい。

エ 文科省においても、飼育状況の調査については検討したい。

VI まとめ

(1) 第5回委員会は、中川副委員長から、以下のとおりまとめられた。

どんな地域・担当者も同じ悩みを抱えているということを理解していただきたい。動物飼育の効果についてはデータを示すのが大事だという意見が多かったが、教職員も実際にどういう効果があるのか分からないという現状もあるので、本日当日配布資料としてお渡しした資料を、学校などでの啓発活動に活用していただきたい。東京学芸大学の動物飼育プロジェクトで実施した「公立小学校の4年生の学年飼育の保護者へのアンケート調査」では、90%の保護者に好評価をいただいていた。動物をていねいに飼育すれば、子どもにも保護者にも喜んでもらえるし、それが良い教育に繋がってくる。子どもを人に育てるには手間をかけるべき、ということを学校と共有しながら、「動物をていねいに飼育する」ということについて、我々獣医師がしっかりと支援していきたい。

(2) 会議の最後に、近藤副会長から以下のとおり挨拶があった。

全国から担当者にお集まりいただき、感謝申し上げます。学校で飼育されている動物の健康を守るということは、獣医師としての最低限の責務である。健康な動物でなくては、健全な教育目的は達成されないであろう。全域で取り組みが進んでいかない都道府県においても、地域の動物病院に相談があった場合には、そこから進めていただくなど、一步一步の努力が大切である。行政との契約がない、担当委員会がないというような地方会は、今後、関係機関とコンタクトを取りながら、あり方を検討していただきたい。鶏インフルエンザの発生以降、学校で飼育される動物は減少してきている。日本獣医師会としても、文科省などへ要請活動はしてきているが、次の世代を担う子供たちのため、室内飼育なども取り入れながら、動物愛護の思想を育めるよう、緻密な活動を行っていきたい。岐阜では「命の授業」という活動を5、6年継続している。獣医師は動物を通して、様々な分野で命にかかわっており、それが人間の健康を守ることに繋がっている。動物のいない学校でもこのような活動を行っていくことは可能である。学校には長期休暇が付きものであり、一方動物は毎日の世話を必要とする。この隔たりにいかに取り組むか、文科省をはじめとする関係機関にご協力を仰ぎながら、日本獣医師会としても一体となって支援していきたい。

地方獣医師会参加者名簿(事前登録者)

地方獣医師会	氏名	役職
青森県獣医師会	山口 眞譽	理事兼事務局長
山形県獣医師会	三浦 健司	事務局長
栃木県獣医師会	長谷川 節子	学校飼育動物委員会委員長
	佐藤 かおり	学校飼育動物委員会副委員長
群馬県獣医師会	阿部 温	
	高橋 忠	
	小此木 正樹	
	中島 直彦	
	岡部 千秋	
	佐藤 正幸	
埼玉県獣医師会	数名程度	
千葉県獣医師会	市川 陽一朗	副会長・開業部会長
	桑島 正晃	社会福祉委員会副委員長
	白井 幸夫	常務理事
石川県獣医師会	田村 兼人	
福井県獣医師会	大門 由美子	学校飼育動物支援事業対策委員会委員長
岐阜県獣医師会	谷川 徹	
静岡県獣医師会	大庭 芳和	
名古屋市獣医師会	柴田 恵美子	理事
滋賀県獣医師会	近棟 稔哉	理事 学校飼育動物事業委員会委員長
	竹村 裕子	副会長理事 学校飼育動物事業委員会担当理事
京都府獣医師会	松原 利行	理事 小動物委員会及び狂犬病予防委員会委員長
大阪府獣医師会	会亀 昭夫	学校飼育動物委員会委員長
京都市獣医師会	森 尚志	会長
鳥取県獣医師会	田村 儀一	専務理事
島根県獣医師会	吉川 寛樹	常務
岡山県獣医師会	山下 稔	常務理事
山口県獣医師会	網本 昭輝	
香川県獣医師会	篠原 公七	会長
長崎県獣医師会	井上 昭芳	
鹿児島県獣医師会	政岡 和彦	副会長
	前園 安昌	学校飼育動物事業担当
北九州市獣医師会	関 一弥	学校飼育動物委員会委員長

